

議 案 概 要

〈令和 7 年第 4 回定例会〉

向 日 市

議案件数	11件
人事案件	2件
条例案件	4件
補正予算案件	2件
その他案件	3件

議案第62号	教育委員会委員の任命について-----	1
議案第63号	固定資産評価審査委員会委員の選任について-----	1
議案第64号	向日市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について-----	1
議案第65号	向日市職員の給与に関する条例等の一部改正について-----	2
議案第66号	向日市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について-----	6
議案第67号	向日市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について-----	7
議案第68号	令和7年度向日市一般会計補正予算（第6号）-----	8
議案第69号	令和7年度向日市一般会計補正予算（第7号）-----	8
議案第70号	向日市福祉会館の指定管理者の指定について-----	10
議案第71号	向日市民体育館の指定管理者の指定について-----	10
議案第72号	向日市健康増進センターの指定管理者の指定について-----	11

議案第 6 2 号 教育委員会委員の任命について

〔総務部人事課〕

〔提案の趣旨〕

教育委員会委員の畠山^{はたけやまりょう} 亮氏の任期が、令和7年12月9日をもって満了するため、引き続き、同氏を任命しようとするもの

〔任期〕 令和 7 年 12 月 10 日から令和 11 年 12 月 9 日まで

議案第 6 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

〔固定資産評価審査委員会〕

〔提案の趣旨〕

固定資産評価審査委員会委員の高橋^{たかはしよしえ} 芳江氏の任期が、令和 7 年 12 月 14 日をもって満了するため、引き続き、同氏を選任しようとするもの

〔任期〕 令和 7 年 12 月 15 日から令和 10 年 12 月 14 日まで

議案第 6 4 号 向日市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の制定について

〔市民サービス部子育て支援課〕

〔制定の趣旨〕

児童福祉法の改正により乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が創設され、本市においても令和 8 年度から本事業を実施するため、事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めるもの

〔制定内容〕

向日市乳児等通園支援事業に関する安全計画、運営、衛生管理、事業区分、設備及び職員等の基準について規定するもの

〔施行期日〕 公布の日

議案第 6 5 号 向日市職員の給与に関する条例等の一部改正について

〔総務部人事課〕

〔改正の趣旨〕

人事院勧告に準じ、職員の給料表、期末手当及び勤勉手当の支給月数並びに市長等の期末手当の支給月数の改定、通勤手当及び宿日直手当の見直しを行うため、「向日市職員の給与に関する条例」、「向日市長及び副市長の給与に関する条例」及び「向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の一部を改正するもの

〔改正の内容〕

第 1 条 関係（向日市職員の給与に関する条例）

1 給料表の改定

令和 7 年度の給料月額を国の人事院勧告に準じ引き上げるもの

2 期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定

【一般職】

令和 7 年 12 月の期末手当及び勤勉手当の支給月数を、それぞれ 0.025 月引き上げるもの

		6 月	12 月	合 計
期末手当		1.25 月	1.275 月	2.525 月
	現行	1.25 月	1.25 月	2.5 月
勤勉手当		1.05 月	1.075 月	2.125 月
	現行	1.05 月	1.05 月	2.1 月
合 計		2.3 月	2.35 月	4.65 月
	現行	2.3 月	2.3 月	4.6 月

【再任用職員】

令和 7 年 12 月の期末手当及び勤勉手当の支給月数を、それぞれ 0.025 月引き上げるもの

		6 月	12 月	合 計
期末手当		0.7 月	0.725 月	1.425 月
	現行	0.7 月	0.7 月	1.4 月
勤勉手当		0.5 月	0.525 月	1.025 月
	現行	0.5 月	0.5 月	1.0 月
合 計		1.2 月	1.25 月	2.45 月
	現行	1.2 月	1.2 月	2.4 月

3 その他手当の見直し

(1) 通勤手当

自動車等使用者に対する通勤手当について、距離区分に応じ、200 円から 7,100 円までの幅で引き上げるもの

距離区分（片道）	現行	令和 7 年 4 月適用
5 km 未満 ※	2,500 円	2,500 円
5 km 以上 10km 未満 ※	4,200 円	4,200 円
10km 以上 15km 未満	7,100 円	7,300 円
15km 以上 20km 未満	10,000 円	10,400 円
20km 以上 25km 未満	12,900 円	13,500 円
25km 以上 30km 未満	15,800 円	16,600 円
30km 以上 35km 未満	18,700 円	19,700 円
35km 以上 40km 未満	21,600 円	22,800 円
40km 以上 45km 未満	24,400 円	25,900 円
45km 以上 50km 未満	26,200 円	29,100 円
50km 以上 55km 未満	28,000 円	32,300 円
55km 以上 60km 未満	29,800 円	35,500 円
60km 以上	31,600 円	38,700 円

※「5 km 未満」及び「5 km 以上 10km 未満」の距離区分は変更なし

(2) 宿日直手当

勤務1回に係る支給額を4,700円に改定するもの

	現行	令和7年4月適用
支給額	2,500円	4,700円

第2条関係（向日市職員の給与に関する条例）

1 期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定

令和8年度以降の6月及び12月の期末手当及び勤勉手当の支給月数が均等になるよう配分するもの

【一般職】

	6月	12月	合 計
期末手当	1.2625月	1.2625月	2.525月
勤勉手当	1.0625月	1.0625月	2.125月
合 計	2.325月	2.325月	4.65月

【再任用職員】

	6月	12月	合 計
期末手当	0.7125月	0.7125月	1.425月
勤勉手当	0.5125月	0.5125月	1.025月
合 計	1.225月	1.225月	2.45月

第3条関係（向日市長及び副市長の給与に関する条例）

期末手当の支給月数の改定

令和7年12月の支給月数を、0.05月引き上げるもの

	6月	12月	合 計
期末手当	1.725月	1.775月	3.5月
現行	1.725月	1.725月	3.45月

第4条関係（向日市長及び副市長の給与に関する条例）

期末手当の支給月数の改定

令和8年度以降の6月及び12月の期末手当の支給月数が均等になるよう配分するもの

	6月	12月	合 計
7年度	1.725月	1.775月	3.5月
8年度以降	1.75月	1.75月	3.5月

第5条関係（向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例）

1 特定任期付職員給料表の改定

令和7年度の給料月額を国の人事院勧告に準じ引き上げるもの

2 特定任期付職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定

令和7年12月の支給月数を、0.025月引き上げるもの

	6月	12月	合 計
期末手当	0.95月	0.975月	1.925月
現行	0.95月	0.95月	1.9月
勤勉手当	0.875月	0.9月	1.775月
現行	0.875月	0.875月	1.75月

第6条関係（向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例）

特定任期付職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定

令和8年度以降の6月及び12月の期末手当及び勤勉手当の支給月数が均等になるよう分配するもの

	7年度12月	8年度6月	8年度12月	合 計
期末手当	0.975月	0.9625月	0.9625月	1.925月
勤勉手当	0.9月	0.8875月	0.8875月	1.775月
合計	1.875月	1.85月	1.85月	3.7月

〔施行期日〕

第 1 条、第 3 条及び第 5 条関係

公布の日（第 1 条及び第 5 条については令和 7 年 4 月 1 日から遡及適用、第 3 条については、令和 7 年 12 月 1 日から遡及適用）

第 2 条、第 4 条及び第 6 条関係

令和 8 年 4 月 1 日

**議案第 66 号 向日市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例等の一部改正について**

〔市民サービス部子育て支援課〕

〔改正の趣旨〕

「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」の施行に伴い、向日市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等において、引用条文の項番号のずれ等が生じたため、改正するもの

〔改正する条例〕

- ・向日市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ・向日市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・向日市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

〔改正の内容〕

- (1) 引用条文の項番号について整理を行うもの
- (2) 内閣府令が改正されたことに伴う所要の改正を行うもの

〔施行期日〕 公布の日

**議案第 6 7 号 向日市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について**

〔市民サービス部子育て支援課〕

〔改正の趣旨〕

家庭的保育事業者等におけるこどもの健康管理の円滑な実施を図るため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するもの

〔改正の内容〕

母子保健法（昭和 4 0 年法律第 4 1 号）第 1 2 条又は第 1 3 条に規定する健康診査の内容が、家庭的保育事業者等が実施する利用開始時等の健康診断の全部又は一部に相当し、かつ、その結果を把握したときは、当該健康診断を行わないことができるものとして追加するもの

〔施行期日〕 公布の日

議案第 68 号 令和 7 年度向日市一般会計補正予算（第 6 号）

〔ふるさと創生推進部財政課〕

繰越明許費の設定

寺戸公民館整備事業 繰越額 1 億 9,000 万円

議案第 69 号 令和 7 年度向日市一般会計補正予算（第 7 号）

〔ふるさと創生推進部財政課〕

歳入歳出予算総額

補正前の額	28,722,954 千円
補正額	358,553 千円
補正後の額	29,081,507 千円

歳入の補正内容

〔14 款 国庫支出金〕

障がい者自立支援給付費国庫負担金 1 億 550 万円を増額計上

〔15 款 府支出金〕

障がい者自立支援給付費府負担金 5,275 万円を増額計上

歳出の補正内容

（給与条例等の一部改正等に伴う人件費）

議員に係る人件費として 40 万円を増額計上

常勤職員等に係る人件費として 1 億 1,827 万円を増額計上

会計年度任用職員に係る人件費として 2,276 万円を増額計上

（人件費以外）

〔2 款 総務費 2 項 徴税費 2 目 賦課徴収費〕

令和 8 年度課税向け個人住民税制改正対応に伴うシステム改修費として、
561 万円を増額計上

〔3 款 民生費 1 項 社会福祉費 4 目 障がい福祉費〕

障がい者自立支援に係るサービス利用者の増加に伴い2億1,100万円を増額計上

〔10 款 教育費 1 項 教育総務費 3 目 幼児教育振興費〕

向日市私立幼稚園特別支援教育振興補助金に係る対象児童数の増加に伴い49万円を増額計上

繰越明許費の設定

新市民温水プール整備事業	繰越額	4,880 万円
--------------	-----	----------

債務負担行為補正

次の債務負担を追加するもの

〔追加〕

福社会館指定管理委託	限度額	3,945 万円
健康増進センター指定管理委託	限度額	7,600 万円
市民体育館指定管理委託	限度額	1 億 5,500 万円

議案第 7 0 号 向日市福祉会館の指定管理者の指定について

〔市民サービス部地域福祉課〕

〔提案の趣旨〕

向日市福祉会館の運営経費の縮減及び市民サービスの向上を図るとともに、市民福祉の増進及び福祉意識の高揚を図るため、指定管理者制度により管理を行うもの

〔指定管理者となる団体の名称〕

社会福祉法人 向日市社会福祉協議会

〔指定の期間〕

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 7 1 号 向日市民体育館の指定管理者の指定について

〔教育部生涯学習課〕

〔提案の趣旨〕

向日市民体育館の運営経費の削減及び市民サービスの向上を図るため、指定管理者制度により管理を行うもの

〔指定管理者となる団体の名称〕

公益財団法人 向日市スポーツ文化協会

〔指定の期間〕

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 7 2 号 向日市健康増進センターの指定管理者の指定について

〔市民サービス部地域福祉課〕

〔提案の趣旨〕

向日市健康増進センターの運営経費の縮減及び市民サービスの向上を図るため、
指定管理者制度により管理を行うもの

〔指定管理者となる団体の名称〕

公益財団法人 向日市スポーツ文化協会

〔指定の期間〕

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで